

[事案 2019-298] 転換契約無効請求

・令和2年9月23日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明が不十分であったことを理由に、一部転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成元年9月に契約した終身保険を、令和元年5月に組立型保険に一部転換したが、以下の理由により、一部転換を無効にして転換前契約に戻してほしい。

- (1)一部転換に際し、募集人に、先進医療保障の付加を希望していることを伝えたところ、申込み時に先進医療保障を付加することはできないと回答された。
- (2)一部転換の成立後に先進医療保障を付加することが可能かどうかは、一部転換した後でないとわからないと回答されたので申し込んだが、実際には、成立後にも先進医療保障を付加することはできなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、一部転換時に先進医療保障を付加することはできず、一部転換後に付加できるかどうかは、一部転換した後でないとわからないといった説明をしており、申立人は、先進医療保障を追加付加できない可能性があることを認識していた。
- (2)募集人は、一部転換のクーリング・オフ期間内に申立人に電話し、一部転換後も先進医療保障の付加はできないことを伝えたうえで、どうするか確認したところ、申立人から申込みを取り消したいとの申し出はなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、一部転換時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が、一部転換の成立後であれば先進医療保障を付加することができると誤信していたとは認められず、転換前契約に戻すことは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)募集人は、申立人が先進医療保障を付加したい意向を持っていることを把握していた。
- (2)募集人には、保険商品について正確な知識を有していることが期待されるが、もしその知識がないのであれば、社内で確認したうえで、申込手続を行うことが必要であった。